

## 伊勢崎市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する大規模であって技術難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）について適切な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、市が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

### (活用)

第3条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

### (対象工事の種類及び規模)

第4条 共同企業体の対象工事は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木一式工事 設計額がおおむね2億円以上のもの
- (2) 建築一式工事 設計額がおおむね5億円以上のもの
- (3) 電気・電気通信・管工事 設計額がおおむね1億円以上のもの
- (4) その他の専門工事 設計額がおおむね1億5,000万円以上のもの
- (5) 前各号に掲げる工事で、当該設計額が前各号の最低規模の2分の1を超え、かつ、特殊な技術を要すること等により地元業者への技術の移転を目的として行うもの

### (構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建設工事の競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経緯を有すること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格

を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の数)

第6条 共同企業体の構成員の数は、原則として3者以内とする。

(構成員の組合せ)

第7条 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の格付けの最上位の等級に認定されている者の組合せ又は構成員のいずれかが発注工事に対応する工事種別の格付けの最上位の等級に、他の構成員が次順位の等級にそれぞれ認定されている者の組合せでなければならない。この場合において、次順位の等級に認定されている者の数は、原則として総構成員の2分の1を上回ってはならない。

2 共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第9条 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者であるものとする。この場合において、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(有効期間)

第10条 共同企業体の有効期間は、発注工事の完成引渡後6箇月を経過した日までとする。ただし、当該工事を受注できなかった共同企業体の有効期間は、当該工事に係る契約が締結された日までとする。

(資格審査等)

第11条 市長は、共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、これにより共同企業体を結成した者に資格審査の申請を行わせるものとする。

(1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名

- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請を行った共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格者として認定するものとする。

3 第1項の申請は、次の書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 特定建設工事共同企業体誓約書（様式第3号）
- (4) 委任状（様式第4号）

4 市長は、資格審査の結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（様式第5号）により当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

（契約方式等）

第12条 前条第1項の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、同条第2項の規定により有資格者と認定された共同企業体により競争に付することにより行うものとする。この場合において、競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときは、前条の手続を経て、これを補充するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に結成される共同企業体について適用し、同日前に結成されている共同企業体については適用しない。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年1月23日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和3年8月4日決裁）から施行する。

様式第1号（第11条関係）

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所名称

及び代表者 職 氏名 ⑩

共同企業体構成員の住所名称

及び代表者 職 氏名 ⑩

今般連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため を代表とする  
特定建設工事共同企業体を結成したので、貴市施工の請負工事の入札  
に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。  
なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこ  
とを誓約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	営業の種目
希望する工事種別			
希望する工事箇所			

様式第2号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊勢崎市発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の工事完成引渡後6箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

（業者名）

県 市 町 番地

（業者名）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（業者名）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、

発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（業者名） %

（業者名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、（金融機関名）とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退したものがあ  
る場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員  
の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、  
残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割  
合に加えた割合とする。

4 脱退する構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決  
算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱  
退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は  
行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要  
な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他  
の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるも  
のとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければな  
らない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から  
第5項までの規定を準用するものとする。

(建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産し、又は解散し  
た場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものと  
する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務



を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(業者名) ほか 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(業者名)

(代表者職氏名)

Ⓜ

(業者名)

(代表者職氏名)

Ⓜ

様式第3号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体誓約書

特定建設工事共同企業体の全構成員は、次の要件を全て有していることを誓約します。

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- 2 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

特定建設工事共同企業体

構成員 ⑩

構成員 ⑩

様式第4号（第11条関係）

委任状

私は、  
建設特定建設工事共同企業体代表者  
を  
代理人と定め、次の権限を委任します。

工事の見積、入札書の提出並びに落札及びこれに附帯する  
諸手続に関する一切の件

年 月 日

委任者 ⑩

委任者 ⑩

上記の委任の件、承諾いたしました。

受任者

特定建設工事共同企業体代表者

（業者名）

（代表者職氏名） ⑩

（宛先）伊勢崎市長

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢崎市長



特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付で申請のあった特定建設工事共同企業体の入札参加資格を次のとおり認定したので通知します。

整理番号	企業体番号	申請者	
		所在地	
資格の内容		工事の種別	
		格付等級	
備考			